

概要版

第7期葛城市障がい福祉計画 第3期葛城市障がい児福祉計画

令和6年度—令和8年度



令和6年3月

葛 城 市

はじめに

本市では、「地域の輪がひとつになって」を基本理念とし、さまざまな障がい福祉施策を推進してきました。「第6期葛城市障がい福祉計画」「第2期葛城市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、葛城市の障がい福祉を取り巻く状況を踏まえ、新たに各種サービスの見込み量を定める「第7期葛城市障がい福祉計画」「第3期葛城市障がい児福祉計画」を策定しました。

計画の期間

「第7期葛城市障がい福祉計画」及び「第3期葛城市障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。社会状況やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期葛城市障がい福祉計画・ 第2期葛城市障がい児福祉計画			第7期葛城市障がい福祉計画・ 第3期葛城市障がい児福祉計画		

計画の基本理念

「地域の輪がひとつになって」



地域共生社会の実現をより一層推進していくため、引き続き「地域の輪がひとつになって」を基本理念に掲げます。

障がいのある人が、ライフステージに応じた必要な支援を受けながら、社会活動等に積極的に参加し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、誰もがいきいきと暮らし、一人ひとりが輝けるまちづくりを目指します。

第7期障がい福祉計画

成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	本市の目標
①地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者数（27人）の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	2人
②施設入所者数の削減 令和4年度末時点の施設入所者数（27人）を5%以上削減することを基本とする。	2人

目標を達成するため



- 地域生活を希望する人がスムーズに移行できるよう、相談支援事業者等、関係機関と連携し、支援体制を強化します。
- 地域生活へ移行した後も安心して生活できるよう、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供を充実させます。

2 地域生活支援の充実

国の基本指針	本市の目標
①地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とする。	有
②強度行動障がい有者への支援体制の整備 各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	有

目標を達成するため

- 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、課題の検討や情報共有等を行い、意見聴取を行いながら整備を進めます。



3 福祉施設から一般施設への移行等

国の基本指針	本市の目標
①一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績（9人）の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。	13人
ア. 就労移行支援事業 令和3年度の移行実績（3人）の1.31倍以上とすることを基本とする。	4人
イ. 就労継続支援A型事業 令和3年度の移行実績（6人）の1.29倍以上とすることを基本とする。	8人
ウ. 就労継続支援B型事業 令和3年度の移行実績（0人）の1.28倍以上とすることを基本とする。	1人
②就労移行支援事業所 就労移行支援事業利用修了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	1か所
③就労定着支援事業所利用者数 令和3年度の就労定着支援の利用実績（24人）の1.41倍以上とすることを基本とする。	34人
③就労定着支援事業所 就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。	1か所

目標を達成するため



- 関係機関と連携し、障がい者雇用に関する相談体制を強化することで、就労の場の確保に努めます。また、就労後の相談支援の充実を図ります。
- 就労移行支援事業、就労定着支援事業を提供する事業者が市内に存在しないため、事業者の確保に努めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターを設置することを基本とする。また、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

- 基幹相談支援センターの設置について、検討を進めます。
- 総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援体制の強化に努めます。

5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

- 障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加や県が実施する指導監査への同行、監査結果の共有を行います。

障がい福祉サービスの計画値

1 訪問系サービス

※各表内の単位については、下記の通りです。

「時間／月」＝月間平均の延べ利用時間 「人日／月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数
 「人／月」＝月間平均の実利用人数

サービス	単位	実績値	第7期計画（計画値）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	775	840	910	980
重度訪問介護	時間／月	32	40	40	40
同行援護	時間／月	24	29	29	29
行動援護	時間／月	765	840	924	1,008
重度障がい者等包括支援	人／月	0	1	1	1

■ サービス量を確保するために

相談支援事業において適切にニーズを把握しながら、事業者の確保に努めるとともに、それぞれの障がい特性に配慮を行うことができる人材の育成・確保に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス	単位	実績値	第7期計画（計画値）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日／月	1,979	2,086	2,145	2,205
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	11	11	11
自立訓練（生活訓練）	人日／月	22	22	22	22
就労選択支援	人／月	-	-	1	1
就労移行支援	人日／月	50	75	105	135
就労継続支援（A型）	人日／月	375	399	437	475
就労継続支援（B型）	人日／月	1,825	1,936	2,046	2,175
就労定着支援	人／月	3	3	3	3
療養介護	人／月	6	7	9	11
短期入所（福祉型）	人日／月	223	257	273	289
短期入所（医療型）	人日／月	10	12	12	12

■ サービス量を確保するために

利用希望者がサービスの内容を適切に知ることができるよう、サービスに関する情報提供の充実を図ります。利用者のニーズとサービスの供給量のバランスを把握し、関係機関との連携を強化しながら、求められるサービスが安定的に提供できる体制の整備を進めます。

3 居住系サービス

サービス	単位	実績値	第7期計画（計画値）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（グループホーム）	人／月	45	50	55	60
施設入所支援	人／月	28	27	26	25
自立生活援助	人／月	0	1	1	1

■ サービス量を確保するために

当事者が安心してグループホームへ入所することができるよう、体験利用の周知を図ります。また、施設入所支援利用者のうち地域移行を希望する人に対し、事業者と連携しながら地域移行の推進を図ります。

4 相談支援サービス

サービス	単位	実績値	第7期計画（計画値）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	39	42	44	46
地域移行支援	人／月	1	1	1	2
地域定着支援	人／月	0	1	1	2

■ サービス量を確保するために

事業者の拡充・確保に向けた取組の検討や相談支援専門員の育成に努めます。

5 地域生活支援事業

1. 必須事業

サービス	単位	実績値	第7期計画（計画値）			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	無	有	有	有	
相談支援事業	か所	6	6	6	6	
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣事業	件／年	70	72	74	76
	要約筆記者等派遣事業	件／年	8	9	9	9
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件／年	8	8	8	8
	在宅療養等支援用具	件／年	4	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	件／年	4	4	4	4

サービス		単位	実績値	第7期計画（計画値）		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	排泄管理支援用具	件/年	1,125	1,175	1,225	1,275
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人/年	6	7	8	9
移動支援事業		時間/月	370	410	440	470
地域活動支援センター事業	① I型（市内）	人/月	23	25	27	29
	② I型（市外）	人/月	4	5	6	7
	③ II型（市外）	人/月	1	1	1	1

2. 任意事業

サービス		単位	実績値	第7期計画（計画値）		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業		人/月	0	1	1	1
更生訓練費給付事業		人/月	0	1	1	1
日中一時支援事業		人/月	17	19	21	23
福祉ホーム事業		人/月	2	2	2	2
社会参加支援事業		回/年	1	1	1	1
自動車運転免許取得費補助事業		人/年	0	1	1	1
自動車改造費補助事業		人/年	0	1	1	1

第3期障がい児福祉計画

成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	本市の目標
①児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域において1か所以上設置することを基本とする。	1か所
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 障がい児通所支援事業所等や保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。	有

目標を達成するため



- 児童発達支援センターは圏域内に1か所設置されており、障がいのある子どもを児童発達支援センターの支援につなげられるよう、障がい児通所支援事業者等と連携を図ります。また、市内における児童発達支援センターの設置に努めます。
- 保育・教育機関との連携により、提供体制の強化に努め、必要な支援が提供されるよう取り組みます。

国の基本指針	本市の目標
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域において1か所以上確保することを基本とする。	各1か所
④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	有

目標を達成するため



- 児童発達支援事業所は圏域内に1か所、放課後等デイサービス事業所は市内に1か所設置されています。新たな人材育成・地域資源の開発について検討し、市内における設置及び充実に努めます。
- 医療的ケアを必要とする子どもの支援のための協議は、庁内関係課・中和地区3市1町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所等と行っており、引き続き切れ目のない支援体制の強化に努めます。
- 庁内や相談支援事業所に各分野の支援の利用を調整するコーディネーターを配置していますが、さらなる確保に向けて、各種研修等への参加を促します。

障がい児福祉サービスの計画値

サービス	単位	実績値	第3期計画（計画値）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	368	432	480	536
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	1,945	2,112	2,255	2,398
保育所等訪問支援	人日/月	7	10	14	18
障がい児相談支援	人/月	42	44	48	52

サービス量を確保するために

それぞれのサービスにおいて、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。また必要としているサービスが適切に提供されるよう、各サービスの情報周知に努めます。今後は事業者に対し、県等が実施する研修に関する情報提供を行い、支援者の育成・確保に努めます。

第7期葛城市障がい福祉計画・第3期葛城市障がい児福祉計画 《概要版》

発行年月：令和6年3月 発行者：葛城市 保健福祉部 社会福祉課
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL：0745-44-5103（直通） FAX：0745-69-6456